

公益社団法人大阪社会福祉士会 研究誌編集規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）が、大阪府民の生活と権利を擁護するのに必要な社会福祉士の専門性の向上を図るべく、研究誌を編集する際に必要な事項を定め、その手続きを明らかにすることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の研究誌の名称は「大阪社会福祉士」とする。

(発行時期)

第3条 本会の研究誌は事業年度の終了後、3か月以内に発行する。

(編 集)

第4条 研究誌の編集は、本会生涯研修センター調査研究部会（以下「部会」という。）が担当する。

(掲載する内容)

第5条 研究誌には事業年度内に行われた、以下の各号に当てはまるものを掲載する。

- (1) 本会の事業報告の中で、特に詳細に掲載する必要があるもの
- (2) 本会支部が実施した活動の中で、特に詳細に掲載する必要があるもの
- (3) 本会委員会及び他の委員会等の活動の中で、特に詳細に掲載する必要があるもの
- (4) 本会支部、機関、委員会及び他の委員会等が作成した論文
- (5) 本会会員及び会員を含むグループによる投稿論文、実践発表等
- (6) その他、研究誌に掲載することが相応しいと判断されるもの

(編集計画)

第6条 研究誌は部会が作成し、理事会が承認した編集計画に基づいて編集する。

2 編集計画には、次の事項が記載されなければならない。

- (1) 編集方針
- (2) 編集時期
- (3) 予算
- (4) 内容
- (5) 配布先
- (6) その他編集に関して必要な事項

(投稿論文)

第7条 投稿論文は会員番号、氏名、テーマ、研究誌掲載希望を明記し、別に定める様式にて、部会に提出しなければならない。

- 2 部会は論文内容を評価して掲載する論文を選定する。
- 3 投稿論文を掲載しない場合は、その理由を投稿した会員に説明しなければならない。
- 4 投稿された論文、その他の関係書類等は返却しない。

(掲載しない投稿論文)

第8条 研究誌の投稿論文は、次の各号に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 会員が他機関においてすでに発表した論文、実践発表
- (2) 会員の所属する法人・機関の実践発表で、会員が直接携わっていないもの
- (3) 明白な先行研究などがあるもの及び著作権の侵害が疑われるもの
- (4) 特定の政党、宗教、営利団体における活動
- (5) その他、研究誌に掲載されることが不適切であると判断されるもの

(投稿論文の掲載の可否)

第9条 投稿論文の掲載の可否は、以下の基準で部会が判断する。

- (1) 編集の計画、目的に合致していること
 - (2) 論文の内容に整合性があるもの
 - (3) 信頼性にたる結果を示していること
 - (4) 研究誌にふさわしい水準に達していること
- 2 論文を掲載の可否を判断するにあたって、会長、副会長、理事に意見を求めることができる。

(著作権)

第10条 研究誌に掲載された著作物の著作権は、本会に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。

(広告)

第11条 研究誌には、本会が掲載を認めた法人及び団体の広告を掲載することができる。

- 2 広告料は、1ページ2万円、上下を切った1/2ページは1万円とする。

(研究誌の配布)

第12条 研究誌は、次の各号の個人、機関に配布するものとする。

- (1) 本会正会員、賛助会員、名誉会員
- (2) 日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会
- (3) 大阪府社会福祉協議会、大阪府下市町村社会福祉協議会
- (4) 広告掲載法人及び団体
- (5) その他、編集計画書に記載された法人、団体、機関及び個人

(実施細則)

第13条 この規程の実施に関する事業は、必要に応じ、別に定める。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会研究誌編集規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会研究誌編集規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。